

京都市告示第190号

京都市里道管理条例第2条の規定に基づき、里道の路線を次のように指定します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成28年6月15日

京都市長 門川大作

整理 番号	名称	起 終	点 点
1	大塚里0022号	山科区大塚元屋敷町44番地の2地先 同町43番地の18地先	
2	西野里0019号	山科区西野野色町98番地の10地先 同町99番地地先	

(建設局土木管理部道路明示課)